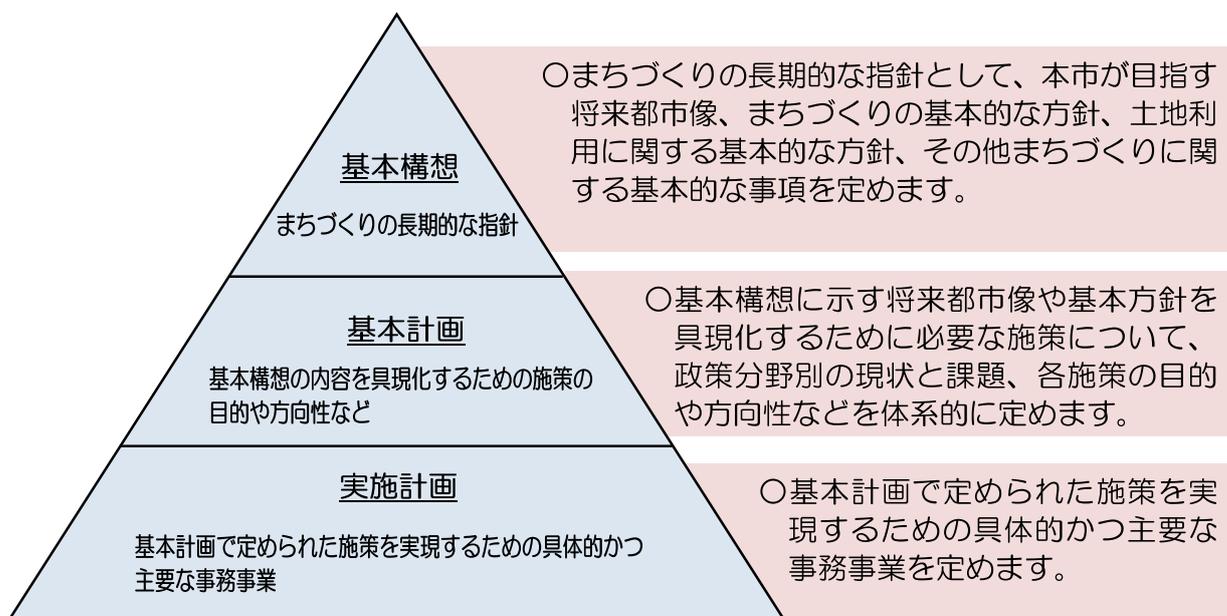


# 第1章 総合計画の構成・期間

## 第1節 総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。



## 第2節 総合計画の期間

基本構想の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想の期間である10年を、前後半の各5年間に分けて定めるものとします。

なお、基本計画に基づいて実施する事業等の詳細な内容については、実施計画に委ねるものとします。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	<b>基本構想</b> 平成28年度から令和7年度までの10年間									
基本計画	<b>第3次5か年計画</b> 平成28年度から令和2年度までの5年間					<b>第4次5か年計画</b> 令和3年度から令和7年度までの5年間				

### 第3節 第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

市町村は、まち・ひと・しごと創生法により、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や千葉県の地方創生総合戦略を勘案し、地域における『まち・ひと・しごと創生』に関する目標や施策に関する基本方針、具体的な施策を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することが求められています。

『まち・ひと・しごと創生』とは、以下を一体的に推進することです。

まち…国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

本市においても、平成28年1月に「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、人口減少への対応、地域経済の活性化などに向けた取組を進めてきました。

第3次5か年計画と総合戦略は、策定期間及びその取組期間が異なっていたため、個別に策定していましたが、第4次5か年計画の策定に当たっては、取組期間を統一することで、これらを一体として策定します。

なお、総合戦略は、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て、地域づくりの4つを柱とし、この柱に即した基本目標と施策で構成することとなっています。

〔総合戦略施策体系（イメージ）〕

